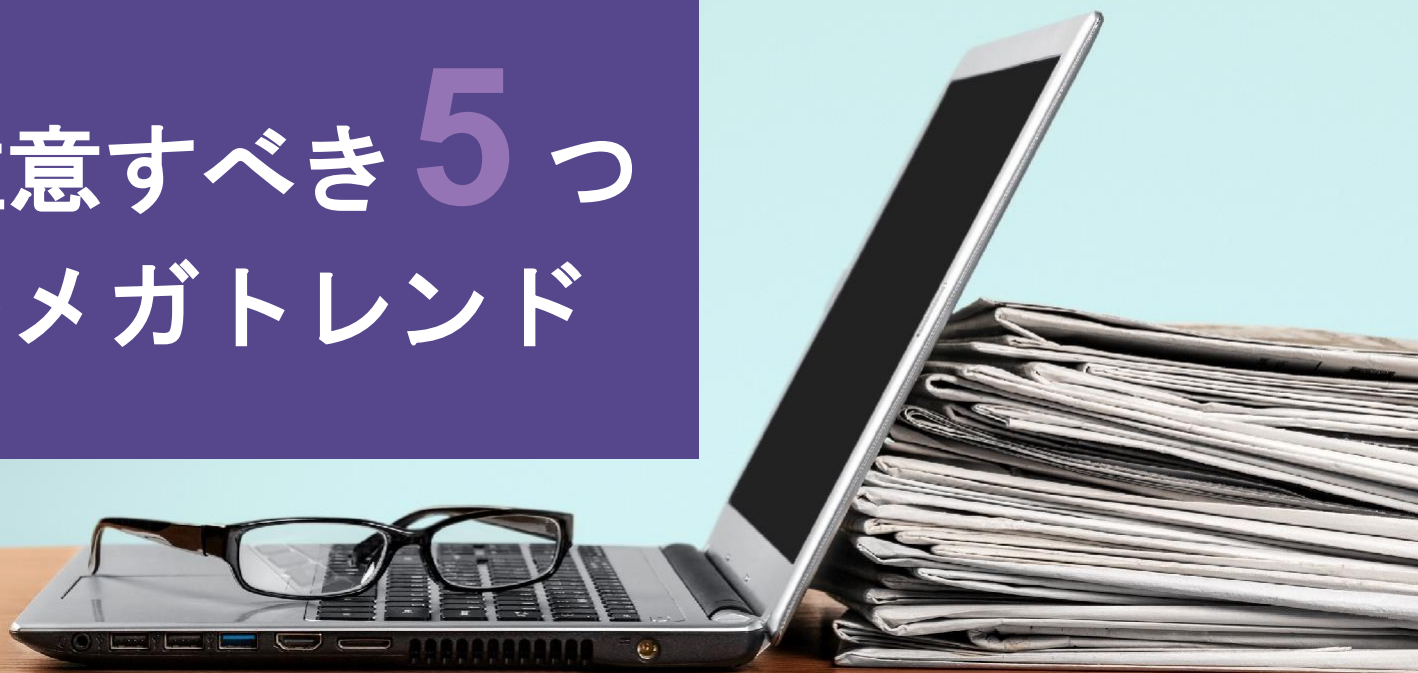




会社役員賠償責任（D&O）保険 インサイト 2020

取締役や役員が直面するリスクの範囲、そしてその結果として生じるクレームのシナリオは、近年著しく増大しています。企業経営にこれまで以上に注目が集まる中、Allianz Global Corporate & Specialty (AGCS) の専門家陣は、D&O 保険市場の現状に関する考察を提供するとともに、リスク・マネジャー、その取締役と役員、さらにはブローカー・パートナーに今後影響を与えるであろう5つのメガトレンドを先取りして報告します。

注意すべき5つのメガトレンド



1 「悪材料」によるD&O訴訟

必ずしも財務報告に関連しない「悪い情報」から生じるD&OについてAGCSに寄せられるクレームの件数は継続的に増えています。そのシナリオとしては、製品関連の問題、人為的災害、環境災害、腐敗、サイバー攻撃などがあります。この種の「イベント駆動型訴訟」のクレームでは、悪い情報を引き金として株価が下落したり、規制当局の捜査が実施された後に、証券関連や派生的な大規模クレームが生じる場合が多々あります。

原告はその「イベント」と、会社や取締役会による株主と規制当局向けの発信 — 既知の問題がないことを確認する発信 — とを関連づけようとしています。これまでの全世界の証券詐欺和解トップ100件のうち、イベント駆動型は59%を占めています^[1]。上場企業に対していずれ証券関連の集団訴訟が起こされる可能性は、2014年には3.5%だったものが、2018年上半期には8.5%にまで高まっています^[2]。

これらのイベントの中でも最も一般的なものの1つに、D&O保険の対象となるサイバー関連のクレームがあります。AGCSでは昨年、EUの一般データ保護規則（GDPR）による集団訴訟を含め、証券関連の集

団訴訟や派生的な訴訟、さらには規制当局による調査や罰金措置などの事案を数件把握しており、この傾向は2020年には加速するものと予想しています。個人情報損失や、企業の業績やレピュテーションを著しく損なうデータ侵害やネットワーク・セキュリティの問題について、企業や取締役会が責任を問われる場面はますます増えています。

大規模なサイバー攻撃やセキュリティ侵害に見舞われた企業は、自らの企業と顧客を守るための保護対策をタイムリーに講じなかったと主張する株主による派生的な訴訟の標的となります。米国では、こうした侵害が、企業が潜在的な侵害に対するリスク開示を怠ったうえに、回避対策が不十分であったとする証券関連集団訴訟の原動力となる例がますます増加してきています。サイバー侵害がD&Oクレームにまで発展した近年の例としてマリオット社の一件があります。同社に対して起こされた複数の訴訟の一つに総額125億ドルの訴訟がありますが、この中で原告は、経営陣の目の届かないところで会社に「デジタル感染」が発生し、それにより顧客の個人データが4年以上にわたって侵害されたと主張しています^[3]。

「シナリオとしては、製品関連の問題、人為的災害、環境災害、腐敗、サイバー攻撃などがあります」

[1] コーポレート・ガバナンスと金融規制に関するハーバード大学法学大学院フォーラム、イベント駆動型訴訟の弁護 (Harvard Law School Forum on Corporate Governance and Financial Regulation, Event-driven litigation defense) 2019年5月23日

[2] Willis Towers Watson 社「イベント駆動型証券関連訴訟の増加〜これが取締役や役員にとって重要なわけ」(Willis Towers Watson, The rise in event-driven securities litigation - Why it matters to directors and officers) 2018年11月12日

[3] Consumer Affairs 社「マリオット社、予約システムの侵害を開示後に提訴される：訴訟の中には125億ドルの損害賠償を求めるものも」(Consumer Affairs, Marriott sued after disclosing breach of reservation system: One lawsuit seeks \$12.5bn in damages) 2018年12月3日



2 企業経営者が着目する ESG（および気候変動）

レピュテーションは企業にとって重大な関心事です。お客様およびアリアンツの専門家を対象とした Allianz Risk Barometer 2019 調査では「レピュテーションやブランド価値の喪失」は、全体で第 9 位のビジネス・リスクとしてランキングされています。環境、社会、ガバナンス（ESG）上の過失は、ブランド価値を急落させることが多々あります。D&O 保険の引受会社がレピュテーションを評価するうえで検討する要素の一つに、ソーシャルメディアでの企業の温度感があります。

投資家、規制当局、政府、そして一般市民は、企業とその取締役会が ESG 問題に適切に注力することをますます期待するようになってきました。たとえば、気候変動は企業経営陣のリスク一覧の上位に挙げられる問題の 1 つですが、これは気候変動のリスクを開示していないことがその後の訴訟の原因ともなりえるからです。現在までに世界の少なくとも 28 か国で気候変動関連の訴訟が起こされており、その 7 割以上が米国で起こされ^[4]、企業が気候の変化に合わせてビジネス慣行を調整できなかったとする訴訟が増えています。

サプライチェーンにおける劣悪な労働環境などの人

的搾取も要因の一つとなりえており、これは倫理的な問題から D&O クレームの引き金になりえることを示しています。これらのテーマは「アクティビスト」にとっても大きな関心事となることがあり、アクティビストによる米国内のキャンペーン数は、2018 年には前年比のほぼ 6% 増の 268 件にまで増えています^[5]。

適切な企業文化は強力なリスク防衛メカニズムになり、取締役会の多様性がリスクの軽減と予測に役立つことを多くの研究が示しています。企業スキャンダルに見舞われた Equifax 社、Wells Fargo 社、The Weinstein Company 社、Uber 社、Volkswagen 社、Wynn Resorts 社などに関する最近の調査では、問題発生時の各社の取締役会が多様性を欠いており、非財務的な ESG の課題やリスク、さらには事業機会の程度を十分に理解する能力、または理解しようという意思がなかったという共通の脈絡が存在していたことが明らかになっています^[6]。

規制当局は、事業会社ではなく個々の役員の調査と処分に熱心であり、取締役は、事件の発生を防ぐために可能な限りを尽くしたことを証明するために、自身の精査を強化することを余儀なくされます。

「D&O 保険の引受会社がレピュテーションを評価するうえで検討する要素の一つに、ソーシャルメディアでの企業の温度感があります」

[4] Zelle LLP 社：「気候変動」（Climate Change）2019 年

[5] ハーバード大学法学大学院：「2018 年米国の株主による積極行動の検討と分析」（Review and Analysis of 2018 US Shareholder Activism）2019 年 4 月 5 日

[6] Risk Management：「色白、古くさく、男性：取締役会の多様性は重要か？」（Pale, Stale and Male: Does Board Diversity Matter?）2018 年 9 月 4 日



3 証券関連集団訴訟の加速

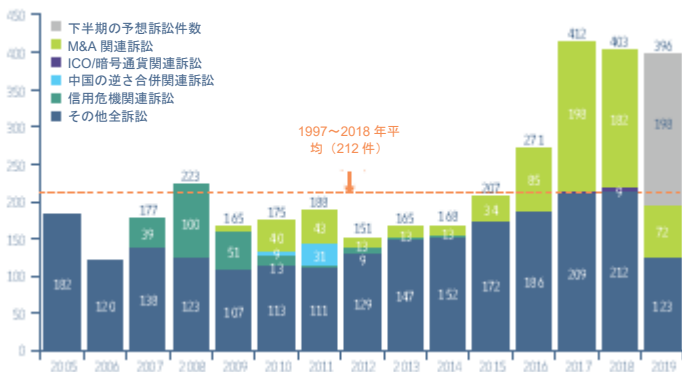
米国とオーストラリアで特に多く見られる証券関連の集団訴訟は、法的環境の整備に伴い世界的に拡大しています。集団救済および集団訴訟に対する政府の受容性も高まってきています。重要な点として、欧州連合（EU）では全域において集団訴訟を可能にする集団救済モデルの制定が提案に挙がっており、ドイツ、オランダ、英国などいくつかの国では集団救済手続きがすでに確立されています。カナダも集団訴訟に積極的な国の一つであり、サウジアラビアでは最近、証券関連争議特別法廷の創設を盛り込んだ集団訴訟制度を導入しています。米国における 2019 年

の訴訟活動のペースは、提訴件数が 400 件を超えた 2017 年と 2018 年の記録的な高水準 — それ以前の 10 年間平均の 2 倍以上^[7]で、2001 年のドットコム・バブル崩壊以来の最高水準 — からはわずかに減速しています。2019 年上半期には、連邦レベルでの新規の証券詐欺関連集団訴訟が 198 件起こされています（左表参照）。

このような活動の高まりは、米国に直接上場、または米国預託証券（ADR）を介して間接的に上場している米国内外の企業に影響を及ぼすものですが、米国の法の遵守義務レベルが最も低い ADR レベル 1 の有価証券さえ、証券関連集団訴訟の対象になる事例が増加しています。投資家、規制当局、そしてメディアは、より迅速な開示を企業に求めるようになってきていますが、これがかえって正確性と説明責任を実現するうえでは重圧となっています。また、企業や取締役も、ソーシャルメディアを介してより迅速に情報を共有したいと考えるようになってきています。

株主による積極行動も高まっています。Cornerstone Research 社によると、上場企業による 1 億ドルを超える合併取引では、被買収企業の株主によって訴訟が起こされる割合が約 82%に上り^[8]、その訴えの内容は、合併が成功した場合、それは被買収企業の取締役会が自社の価値を過少に提示した結果であり、取締役会の義務違反に該当するというものです。

集団訴訟提訴指標（CAF 指標） 集団訴訟年間提訴件数
2005～2009 年上半期



注：
1. 2011 年には M&A 関連でもあり、中国の逆さ合併関連でもあった訴訟が 2 件ありましたが、これらは二重カウントを避けるために M&A 訴訟として分類しました。
2. 2019 年下半期の訴訟件数が上半期と同数であると想定。 出典：Cornerstone Research 社、2019 年

4 経済と政治の先行きには暗雲も

アリアンツのエコノミストをはじめ、大半の専門家が経済成長の鈍化を予測するなか、AGCS では企業倒産の増加が D&O クレームの増加につながると予想しています。Euler Hermes 社によると、2018 年の事業倒産件数は、中国での倒産件数が前年比 60%と急増したことを要因として、前年比で 10%以上高まっています^[9]。この倒産件数の増加は、総売上高が 1,000 億ユーロ（1,115 億米ドル）を超える大規模倒産が高水準で続いていることによるものです（2018 年第 1～第 3 四半期に 247 社）。2019 年には、事業

倒産が前年比で 6%以上増え、3 年連続で増加するものと予想され、7 割近くの国で倒産件数が 2018 年の水準を上回るものと予想されています。重要な選挙、Brexit、貿易戦争などの政治的な問題が拡大する中、企業経営陣には、通貨戦略の再検討、M&A 計画、サプライチェーン、そして関税に基づく調達決定など、リスク管理計画の策定が求められることが考えられます。また、不適切な意思決定が、ステークホルダーによる抗議に発展することもあります。

[7] スタンフォードロースクールと Cornerstone Research 社：「2019 年の証券関連集団訴訟和解 — 2019 年中間評価」（Stanford Law School and Cornerstone Research, 2019 Securities Class Action Settlements – Midyear Assessment, 2019）
[8] スタンフォードロースクールと Cornerstone Research 社：「2019 年の証券関連集団訴訟和解 — 2018 年中間評価」（Stanford Law School and Cornerstone Research, 2019 Securities Class Action Settlements – Annual Assessment, 2018）
[9] Euler Hermes 社：「グローバル倒産レポート」（Global Insolvencies Report）2019 年 1 月

5 訴訟資金調達グローバルな投資品目に

訴訟資金調達がグローバルな投資品目となり、低金利の長期化に悩まされてきた投資家が、高い投資収益（2016年の調査では投資利益率 [ROI] はおよそ36%^[10]）を求めてこれに引き寄せられているという状況が、上記するすべてのメガトレンドにさらに拍車をかけています。訴訟金融は、ビジネスとしての報酬モデルの面では多くの議論が残されてはいるものの、補償を求める個人にとっては訴訟費用の障壁を大幅に引き下げるものとなっており、最近になって大手の訴訟資金提供者の多くがヨーロッパに拠点を開設しています。この市場は米国が約40%を占め、

オーストラリアと英国がこれに続きますが、仲裁事案の訴訟資金調達を最近認めたシンガポールや香港をはじめ、他の地域にも広がりを見せており、次に活発化が予想されているのはインドと中東地域の一部です。訴訟資金調達産業は世界的には約100億ドル規模に成長してきており、その半分は米国市場の成長によるものとの推定がある一方で^[11]、大手法律事務所の請求明細に基づけば規模はそれよりも大幅に大きく、500億~1,000億ドルに上るとの推定もあります^[12]。

[10] Michael McDonald, Finance and Law 社：「訴訟資金調達開示第一弾」（First salvos on litigation funding disclosure）2016年8月16日

[11] Law.com：「訴訟資金調達産業の成長とともに資金調達者が訴訟の当事者に」（Litigation funders become the litigants as industry grows）2019年5月14日

[12] Market Watch 社：「低利回り環境下で訴訟金融が好況」（In low-yield environment, litigation finance booms）2018年8月21日

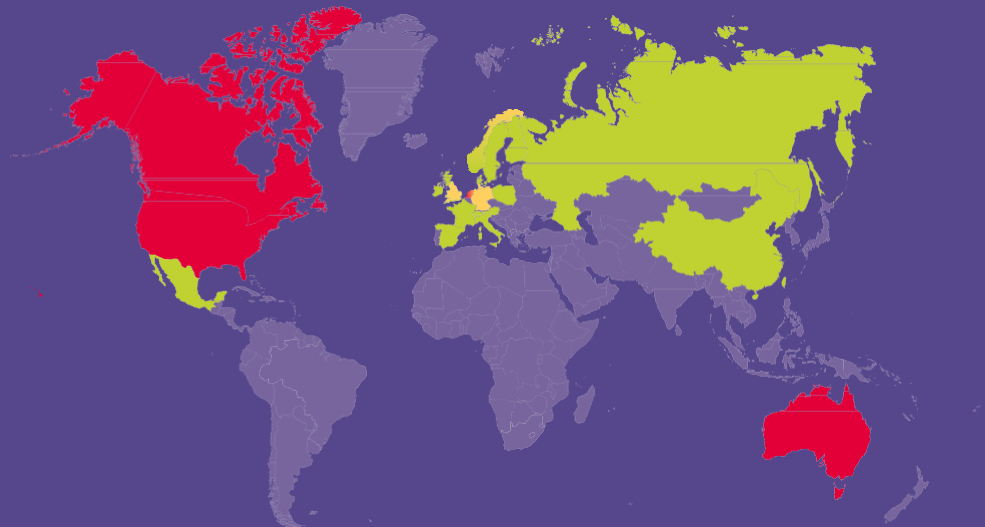
集団訴訟と訴訟資金調達：世界各国の動向

証券関連の集団訴訟が世界各国で増加しています。活動が最も高まりを見せ、証券関連集団訴訟のメカニズムが最も発達している国としては米国、カナダ、オーストラリアなどがありますが、同様のメカニズムは世界中で発達・強化が進んでおり、近年になってオランダ、ドイツ、イングランド、ウェールズで重要な動きと活動の増加が見られます。

- 高リスク
- 中／高リスク
- 中リスク
- 低／中リスク
- 低リスク

この地図は、世界各国の集団訴訟の増加の大きな要因の一つと見られている第三者による訴訟資金調達の可利用性と普及を考慮したうえで、特定の管轄地域で企業が証券関連集団訴訟を起こされるリスクを表したものです。

出典：Clyde&Co、AGCS



- **オーストラリア**：活動水準は一貫して高く、原告に優しく、訴訟資金調達の利用は普及している。
- **オーストリア**：証券関連集団訴訟は希で、制度改革の予定はない。訴訟資金調達市場は現在発達中。
- **カナダ**：活動水準、そして国境を越えた米国からの訴訟のリスクが高まってきている。訴訟資金調達の利用が増え、発達も進んできている。
- **中国**：集団訴訟メカニズムは証券関連訴訟にまでは及んでいない。このような訴えに対する文化的な忌避が存在し、資金提供側にとって魅力的な市場とはなっていない。
- **デンマーク**：メカニズムは存在するものの、集団訴訟や訴訟資金調達は一般的ではない。
- **ドバイ国際金融センター**：メカニズムは存在するものの、導入以来使用されたことはない。訴訟資金調達市場は未発達。
- **イングランドとウェールズ**：集団訴訟活動は高まってきている。新たなオプトアウト体制を現在試験中。訴訟資金調達市場は高度に発達。
- **フィンランド**：メカニズムは存在するものの、導入以来使用されたことはない。訴訟資金調達市場は未発達。
- **フランス**：証券関連の訴えまでを扱うメカニズムはない。訴訟資金調達は一般的ではない。
- **ドイツ**：活動は増加してきており、最近導入された新規のメカニズムにより訴えの件数が増える可能性もある。訴訟資金調達市場は発達している。
- **香港**：代表訴訟のメカニズムがあるだけで、これも使われることは希である。訴訟資金調達は大部分が禁止。
- **アイルランド**：代表訴訟と試験ケースのためのメカニズムのみ。訴訟資金調達は明示的に禁止されている。
- **イタリア**：証券関連のためだけの共同訴訟手順があるが、使用されることは希。訴訟資金調達市場は未発達だが、最近になって成功報酬制が導入されている。
- **メキシコ**：メカニズムは存在するが、使用されることは希。訴訟資金調達市場は未発達。
- **オランダ**：幅広い管轄権を持った効果的な各種メカニズム。集団訴訟環境の発達を目的としたさらなる立法改革。訴訟資金調達市場が発達しており、普及している。
- **ノルウェー**：メカニズムは存在する。歴史的に見てこのメカニズムが使用されることは希だが、訴訟は増加。訴訟資金調達市場は現在発達中。
- **ポーランド**：現状では活動は少ないが、オプトアウト・メカニズムの導入に向けた協議が始まっており、これにより今後数年のうちに活動が高まる可能性も。訴訟資金調達市場は未発達。
- **ロシア**：メカニズムは存在するが、使用されることは希。新法によって活動が高まることはないと考えられている。訴訟資金調達市場は未発達。
- **スコットランド**：現在、活動は少ないものの、2018年に新たな法律が可決され、これにより活動が高まり、訴訟資金調達が使用されるようになる可能性がある（要件と規則は現在未確立）。
- **シンガポール**：代表訴訟のメカニズムがあるだけで、これが使われることは希である。訴訟資金調達は大部分が禁止。
- **スペイン**：集団訴訟メカニズムは証券関連訴訟にまでは及んでいないが、共同訴訟として大規模訴訟が起こされた事例はある。訴訟資金調達と成功報酬制も可能（使用されることは希）。
- **スウェーデン**：メカニズムは存在するが、使用されることは希。訴訟資金調達市場は未発達。
- **スイス**：証券関連訴訟は共同訴訟としてのみ行うことができるが、集団訴訟メカニズムの導入に向けた協議は始まっている。全般に活動は少ない。訴訟資金調達は一般化しつつある。
- **米国**：証券関連集団訴訟メカニズムが発達しており、活動は一貫して多い。原告側弁護士は積極的に、訴訟資金調達市場は高度に発達。

D&O 保険市場の展望

D&O 保険の保険料収入額は年間約 150 億ドルに上りますが、近年では競争の激化、訴訟件数の増加、保険クレームの頻度と金額の高まりなど、さまざまな要因により、保険セクターは収益性が課題となっています。イベント駆動型訴訟、集団的救済の動き、規制当局による調査、汚染、防衛対策費の増大、さらには大陸法の国においても全般的な社会文化の変化により、個人と企業の両方に対する証券関連 D&O の申し立てが増加する傾向にあるなどの要因により、2017 年以降の D&O 保険の損害率は、英国、米国、ドイツをはじめとする多くの市場で 100% を超えていると推定されています。AGCS に寄せられるクレーム件数は、過去 5 年間で 2 桁の増加を見せています。

クレーム活動の増加と、D&O 市場での長年にわたる新規資本の参入やソフト化とが相まって、キャパシティの減少も見られるようになってきました。クレームの件数、規模、そしてテールの増加により（過去のクレームがずっと後になって巨額化することとも相まって）小規模保険会社の市場競争力が損なわれています。たとえば、2012 年から 2015 年の間に通知されたクレームについては、ようやく過去 12 か月の間に保険会社が現実的な引当金を積むことができたり、または保険金を支払うことができるようになった事例を AGCS では数多く見えています。そのため、過年度のクレームが予想よりも深刻化したうえに、近年の通知の頻度が高まるという二重の影響に見舞われる状況となっています。クレームの金額については、昨年起こされた米国の証券関連集団訴訟の基となる投資家の損失額の申し立て金額総額が、それ以前のどの一年期間と比べても数倍に上ると市場データは示唆しています。AGCS では、全体として訴訟件数が増えてきているばかりでなく、深刻度の高いクレームの頻度も大幅に高くなってきていると見えています。

クレームの頻度と金額が増していたにもかかわらず、最近になって市場がわずかに持ち直すまで、当業界では過去 10 年以上持続的かつ深化するソフトマーケットの下で苦勞してきました。市場レポートによれば、D&O 保険業界の損失に対する引当金は最近でも 30~50 億ドル不足しており、これは損害率が金融危機以来の高水準で推移する中で、保険料の大きな部分を占めています^[13]。公開されているデータからは、2018 年には D&O マーケットの保険料が、2003 年以来初めてわずかにプラスに転じたことをうかがうことができます。各種報告書によると、2018 年末の保険料は 2010 年の水準よりも 20%~25%ほど低く、2000 年代前半のピーク時の数分の 1 に過ぎませんが^[14]、アカウントのデータは、2019 年には料率アップの加速がさらに進んでいることを示唆しています。Aon 社によると、対象となる限度額 100 万あたりの D&O 料率は、2018 年の同時期と比較して、2019 年第 2 四半期には 17.1% 増加し、プライマリー保険契約の全体的な価格変更は同じ限度額で更改され、免責額は 7% 近く増加しています^[15]。2019 年第 2 四半期は、同じ限度額で更改されたプライマリー保険契約は 93.5% に上りましたが、同じ免責額で更改されたのは 70.6% で、同じ限度額と免責額で更改されたものは 66% であり、契約条件の見直しがあったことを示唆しています。その一方で、同じ保険会社で更改されたプライマリー保険契約は 92% に上ります^[16]。

原告側弁護士の活動により、クレーム処理件数、さらには和解や請求処理が増加していることから、保険会社の法的費用の負担が増えています。これ以外の問題として、イベント駆動型の訴訟により、あるイベントにより複数の契約が発動されるという集積の問題が発生することがあります。たとえば、イベントによっては航空、環境、建設、製品リコール、およびサイバー保険のクレームを発生させることもあります。

集団訴訟の概要 — 半期ごと

| | 半期（1997 年上半期～2018 年下半期） | | | 2018 年 上半期 | 2018 年 下半期 | 2019 年 上半期 |
|----------------|-------------------------|---------|------|---------------|---------------|---------------|
| | 平均 | 最多 | 最少 | | | |
| 集団訴訟 | 106 | 223 | 55 | 204 | 199 | 198 |
| 中心的訴訟 | 92 | 127 | 55 | 113 | 108 | 126 |
| 開示ドル損失（10 億ドル） | \$65 | \$172 | \$11 | \$158 | \$172 | \$180 |
| 最高ドル損失（10 億ドル） | \$317 | \$1,121 | \$52 | \$643 | \$668 | \$781 |

出典：Cornerstone Research 社, 2019

保険購入の観点から、保険期間満了時に同じ限度額で保険を購入できないお客様も、追加のサイド A のみの限度額を購入し、D&O 保険の法人部分にキャプティブや代替的リスク移転（ART）ソリューション（サイド C）を使用することを検討していることが

あります。保有額の増加、リスクの一定割合保有(縮小てん補)、およびキャプティブ使用の増加は、お客様が現在の条件下でより多くのリスクを保有することを検討しているという傾向を明確に示すものです。

D&O 保険の構造

D&O 保険契約の構造は、3 つの保険契約のうちどれに加入するかによって異なります（サイド ABC をセットとした保険は上場企業向けの標準形式の補償であるため、これが選択されるのが一般的です。私企業や非営利企業の場合は、AB 保険だけで効果的です）。

| 補償 | 説明 | 被保険者は？ | リスクにさらされるのは？ |
|-------|---|--------|--------------|
| サイド A | 会社が法的または財政的に賠償資金を支出できない場合のクレームにおいて、個々の取締役や役員資産を保護します。 | 役員個人 | 役員個人資産 |
| サイド B | 上場企業や私企業が、取締役や役員に代わって付与する補償や弁護士費用の前払いの範囲内で、企業に支払います。 | 企業 | 企業資産 |
| サイド C | 証券関連クレームについて、上場企業（個人ではなく法人）を補償します。 | 企業 | 企業資産 |

[13] Insurance Insider 社：「TransRe’s McKeon 社が D&O 引当金の不足が 30~50 億ドルに及ぶと警告」（TransRe’s McKeon warns of \$3bn-\$5bn D&O reserve hole）2019 年 3 月 21 日

[14] Insurance Insider 社：D&O - 新データはリスクアベタイトの変化の加速を示している（D&O - New data shows risk appetite shift accelerating）2019 年 9 月 17 日

[15] Aon 社：「四半期 D&O 価格設定指標 - 2019 年第 2 四半期」（Quarterly D&O Pricing Index 2019）2019 年

[16] Aon 社

リスク軽減と保険： ガイダンスとベストプラクティス

現在の D&O 環境において企業が自らをプロテクトする方法はいくつかあります。サイド C とサイド B の保有額を高めて貸借対照表上の法人リスクをより多く取ることで、さらには縮小てん補、サイド C の限度額を減らすこと、個々の役員のためのサイド A 保険の増額も考えられます。他の提案としては、グローバル保険プログラムによりローカル証券をマスター証券の限度額と共有させたり、自家保険として企業が保有できる可能性のあるサブミットの追加補償を削除するという方法もあります。代替リスク・ソリューションを検討することも、最適なプロテクションを実現する方法の一つです。たとえば、企業がより多くの D&O リスクを抑え、収益の変動を効果的に削減できるようにする複数年のソリューションの構築も考えられます。

AGCS では引き続き、非金融指標を重要なリスク予測因子と見なしており、企業は各種選択肢に関するブローカーの詳細

なアドバイスを活用し、自社のリスク文化とガバナンスをよりよく理解するために、保険会社とオープンな対話を持つ必要があると考えています。保険会社は、お客様のサイバー関連やプライバシー関連のリスク、コーポレート・ガバナンス体制、無形資産の保護、レピュテーションやブランドの保護、危機管理計画、および取締役会レベルでのリスクの監視と管理について明確に把握する必要があります。ブローカーとも、契約の変更が適切に伝達されるようにするために、できるだけ早い段階で連携していく必要があります。AGCS では、現在のお客様や将来のお客様と具体的な対話の機会を持ち、そこで得られた洞察を共有することで、取締役会がリスクの盲点を把握するお役に立ち、リスクに関する相互対話を持つことを喜んで対応してまいります。AGCS ではまた、当社の ESG 関連チームをはじめとする各チームとの連携を通じてリスク軽減に関する専門アドバイスを活用することもお勧めしています。



お問い合わせ

AGCS では D&O 保険を重要な戦略商品として力を入れており、長期的に持続可能なプレイヤーであり続ける所存です。当社では市場をリードする社債、多国籍ソリューション、そして保険引受とクレームの専門家からなる D&O 専門のグローバルなネットワークを提供しています：

SHANIL WILLIAMS

shanil.williams@allianz.com
Global Head of Financial Lines

STEFANIA DAVI-GREER

stefania.davigreer@allianz.com
Regional Head of Financial Lines, UK

JOANA MONIZ

joana.moniz@allianz.com
Deputy Global Head of Commercial

STEPHAN GEIS

stephan.geis@allianz.com
Regional Head of Financial Lines, Central Europe

DAVID VAN DEN BERGHE

david.vandenberghe@allianz.com
Global Head of Financial Institutions

NOBUHLE NKOSI

nobuhle.nkosi@allianz.com
Regional Head of Financial Lines, Africa

ALESSANDRO CARRIGLIO

alessandro.carriglio@agcs.allianz.com
Regional Head of Financial Lines, South America

MARCO VINCENZI

marco.vincenzi@allianz.it
Regional Head of Financial Lines, Mediterranean

LAURA COPPOLA

laura.coppola@agcs.allianz.com
Regional Head of Financial Lines, North America

JENNY WILHELM

jenny.wilhelm@allianz.com
Regional Head of Financial Lines, Asia-Pacific

Follow Allianz Global Corporate & Specialty on

 Twitter @AGCS_Insurance and

 LinkedIn

For more information on AGCS visit
www.agcs.allianz.com

免責条項及び著作権

Copyright © 2018 Allianz Global Corporate & Specialty SE. 無断複写・転載を禁じます。

本書に記載される内容は一般情報を提供することを目的としたものです。記載情報の正確さには万全を期しましたが、情報はその正確さに関する表明や保証を一切伴うことなく提供されたもので、Allianz Global Corporate & Specialty SE は記載の過ちや漏れについて一切の責任を負うものではありません。

Allianz Global Corporate & Specialty SE Fritz-Schaeffer-Strasse 9, 81737 Munich, Germany
商業登録：Munich HRB 208312

写真：Adobe Stock / Shutterstock
2019年11月

D&O 保険について

D&O 保険の補償対象は、現在、将来、および過去の取締役や非執行取締役、子会社、および会社役員です。対象となるリスク・シナリオには、目論見書賠償責任、年金信託賠償責任、および雇用慣行賠償責任が含まれます。また、証券関連クレームなどの特定のケースでは、補償対象を会社自体にまで拡大することもできます。

D&O 保険はまた、弁護費用や金銭的損失をはじめ、行政、捜査、刑事手続きなどで発生した費用の回収にも活用することができます。

詳しくは agcs.allianz.com/solutions/financial-lines-insurance/d-and-o-insurance.html をご覧ください。

